

## 高松市防災規制指導基準

### 第1 趣旨

この基準は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）の規定に基づき使用される防災対象物品に係る本市の法令の解釈及び運用並びに指導基準を明確にすることを目的とする。

### 第2 防災防火対象物

法第8条の3及び令第4条の3で防災規制を受ける防火対象物には、次の部分等も含むものとする。

- 1 防災防火対象物の屋上部分及びポーチ、バルコニー等の外気に開放された部分
- 2 防災規制を受ける用途と受けない用途で構成される複合用途防火対象物で、防災防火対象物の用途に供する廊下、階段等の共用部分
- 3 高層建築物で、その一部が令第8条に規定する耐火構造の壁及び床で区画された防災防火対象物の用途以外の部分
- 4 工事中のサイロ、危険物の貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク等  
（当該対象物は、規則第4条の3第1項第3号に規定する貯蔵槽に該当する。）

### 第3 防災対象物品

- 1 法第8条の3第1項及び令第4条の3第3項の防災対象物品には、次のものも含まれるものであること。
  - (1) 仕切に用いられる布製のアコーディオンドア、つい立て
  - (2) 室内装飾のために壁に沿って下げられている布製のもの
  - (3) 布製ののれん、装飾幕、紅白幕等で、下げ丈がおおむね1メートル以上のもの
  - (4) 映写用スクリーン（劇場、映画館等で使用されるもの）
  - (5) 展示会場で用いられる合板で、台、バックスクリーン、仕切用等に使用されるもの
  - (6) 店舗部分で、商品の陳列棚としてではなく、天井から下げられた状態又はパネル等として使用される合板
  - (7) 屋外の観覧席、通路等の部分に敷かれているじゅうたん等
  - (8) 試着室に使用される目隠布
  - (9) 昇降機（エレベーター）の床・壁の内面保護等のための敷物等（2平方メートルを超えるもの）
- 2 次の床敷物等は、防災対象物品に含まれないものであること。
  - (1) 大きさが2平方メートル以下のじゅうたん等
  - (2) 接着剤等で床に貼られ、床と一体となっている合成樹脂製床シート及びプラスチックタイル
  - (3) 畳
  - (4) じゅうたん等の下敷きにクッション材として使用されているアンダーレイ、アンダークッション、アンダーフェルト等
  - (5) 屋外の観覧席のグラウンド、フィールド等に敷かれているじゅうたん等
  - (6) プラスチック製ブラインド、木製ブラインド
  - (7) 外壁に沿って垂れ下がっている広告幕
  - (8) 独立したさお等に掲げる旗

- 3 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第6号に規定する難燃材料に該当するものは、防災性能を有している防災物品として取り扱うものであること。

#### 第4 防災表示

##### 1 防災表示

###### (1) 様式

法第8条の3第2項に規定する表示は、規則第4条の4第1項第2号に基づき、規則別表第1の2の2の様式により防災物品に表示すると定められているが、防災表示を適正に行うため、防災ラベルが付されるものであること。

###### (2) 表示の方法

ア 規則第4条の4第1項第3号に規定する縫付、貼付、下げ札等の表示方法は、表第1によるものとする。

表第1

防災物品の種類		表示方法			
		縫付	貼付	下げ札	その他
カーテン、暗幕、その他これらに類する幕	耐洗濯性能を有するもの	○			
	耐洗濯性能を有しないもの		○		
じゅうたん等		○	○		○
布製ブラインド及びその材料		○	○		
合板			○		○
どん帳その他これらに類する幕		○	○		
工事用シート及びその材料		○			○
防災対象物品（合板、工事用シート及び布製ブラインドを除く。）の材料			○	○	

(注) 表中「その他」には、溶着、釘打ち、ピン止め等があること。

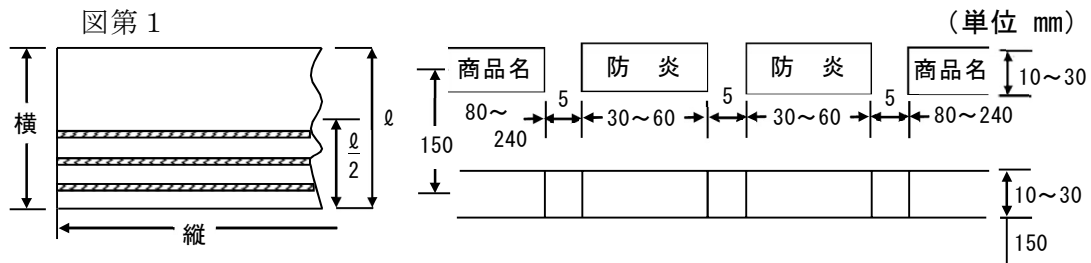
※ 施工されたじゅうたん等（床に固定されたもの）にあっては、防災ラベルをメダル等で、次によりその表面に打ち付けるものであること。

- ① 室内に固定され、又は敷きつめられたじゅうたん等に防災ラベルを付する場合にあっては、各室ごとに次により主要な出入口部分に防災ラベルを打ち付けるものであること。
  - I 主要な出入口に打ち付けるメダルの位置は、扉等の蝶番側とすること。  
なお、両開き扉、引戸、シャッター等の場合は、廊下側から見て右方の位置とすること。
  - II 1室に2種類以上のじゅうたん等が敷きつめられた場合の表示位置は、じゅうたん等の種類ごととし、主要な出入口側に近い位置とすること。
  - III ホール、玄関等の表示位置は、原則として建物の主要な出入口側から見て右方の位置とすること。
- ② 廊下に固定され、又は敷きつめられたじゅうたん等に防災ラベルを付する

場合にあつては、次によること。

- I じゅうたん等が連続している範囲に1個以上の防災ラベルを打ち付けるものであること。したがって、廊下に固定され、又は敷かれたじゅうたん等が防火区画等によって分離されている場合にあつては、各部分ごとに防災ラベルを打ち付けるものであること。
  - II 防災ラベルを打ち付ける位置は、防火対象物の各階共通して、同方向の端部とすること。
- ③ 階段に固定され、又は敷かれたじゅうたん等に防災ラベルを付する場合にあつては、各階ごと（各階の階段踊り場の位置）に1個以上の防災ラベルを打ち付けるものであること（各階連続したものについても同じ。）。

イ 展示用の合板及び大道具用の合板の使用上の特異性及び使用上の実態からみて、表面に貼付するラベル表示のみでは不十分であるため、裏面に図第1の表示を行うものであること。



- (注) ① 「防災」の文字は、規則別表第1の2の2の様式によること。  
② 文字の色は「赤色」とする。  
③ 裏面の形状が平滑でないもの（例えばハードボード類）に限って幅1センチメートルの赤色の線にかえることができる。

## 2 関係者の行う明示

規則第4条の4第9項に規定する関係者の行う「防災処理品」又は「防災作製品」の明示（以下「関係者明示」という。）の方法等は、次によること。

- (1) カーテン等を関係者自ら作製する場合は、防災表示が付された材料又は消防法施行規則第4条の4第4項及び第4条の5第2項の規定に基づき、防災表示を付する者の登録の基準及び登録確認機関に申込みをしたことを証する書類をもって代えることができる添付書類を定める件（平成12年消防庁告示第9号）第4、1(2)及び(3)に示す設備又は器具による防災処理をしたものを使用すること。
- (2) 関係者明示事項の大きさは、縦25ミリメートル、横50ミリメートル以上とし、明示方法は、1(2)アの方法など適宜の方法によること。
- (3) 明示事項の記入文字は、簡単に変色し、又は消失しないものであること。

## 第5 舞台幕

舞台幕の照明器具への落下、巻込み及び照明器具の固定不良等により、舞台幕と照明器具が接触し、又は接近して、舞台幕の火災が発生している。

また、防災性能は小火源による着火防止、延焼拡大抑制に着目したものであることから、強力な照射熱源によっては、防災加工された舞台幕であっても着火することがありうる。

については、舞台幕、照明器具等を火災予防上適正に管理する必要があり、次の事項に留意すること。

- 1 照明器具の設置時に舞台幕と照明器具の離隔距離を十分に確保すること。特に、舞台幕が束になっている場所においては蓄熱が起りやすいので注意すること。
- 2 持込みの舞台幕及び照明器具は、接近、接触及び巻込み等を防止するため、設置位置及び取付方法等に注意すること。
- 3 舞台幕の昇降、開閉動作時には、照明器具に接触しないよう十分注意すること。
- 4 照明器具が衝撃等によって向きが変わり、舞台幕に接触等しないよう器具の固定を確実にすること。
- 5 持込み幕の防火性能の確認を行うこと。

#### 附 則

この基準は、令和5年3月30日から施行する。